大子町農産品等認証制度実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は，大子町農産品等ブランド推進協議会設置要綱第９条の規定に基づき，大子町農産品等認証制度を実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（認証品の名称）

第２条　大子町農産品等認証の名称は「だいごみ」とする。

（認証基準及び認証を受ける資格）

第３条　認証を受けようとする農産品等の認証基準及び認証を受ける資格を有する者は、別に定める大子町農産品等認証基準によるものとする。

（認証の申請）

第４条　認証を受けようとする者は，大子町農産品等認証申請書(様式第１号)を，　　　　　　　　　　　　　　　　　会長に提出しなければならない。

（認証の決定等）

第５条　会長は，前条の規定による申請があった場合は，大子町農産品等認証審査（以下「審査」という。）を行い，認証の可否について決定するものとする。

２　会長は，審査の決定内容等について，大子町農産品等ブランド推進協議会へ報告し　　　　　　なければならない。

３　会長は，審査の結果を当該申請者に対し，大子町農産品等審査結果通知書(様式第２号)をもって通知する。併せて，認証された申請者に対しては，認証書(様式第６号)を交付する。

（審査会）

第６条　会長は，審査に関する意見を聞くため審査会を設置するものとする。

２　審査会の委員（以下「審査員」という。）は，大子町農産品等ブランド推進協議会の委員，または，審査に係る識見を有すると会長が認める者から，会長が任命または委嘱する。

３　審査員は，審査上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（有効期間）

第７条　認証の有効期間は，認証した日から５年間とし，再認証申請は妨げない。

（認証の表示）

第８条　認証された農産品等(以下「認証品」という。)は，認証マーク(様式第３号)を表示しなければならない。

２　認証マークの表示は，包装・容器・宣伝物等にマークシールを貼付するか，印刷等をすることにより行うものとする。

（認証内容の変更）

第９条　認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）は，認証された内容に，次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は，大子町農産品等認証事項変更報告書(様式第４号)により，速やかに会長に報告しなければならない。

(１)　認証事業者の氏名，名称若しくは代表者名又は住所等を変更したとき。

(２)　認証農産品の名称，規格，形状，包装，容器等の一部に改良を加えたとき。

(３)　その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（調査等）

第１０条　会長は，特に必要があると認めるときは，認証事業者に対して認証品に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調査を実施することができる。

（認証の取消し）

第１１条　会長は，認証事業者が次の各号に該当する場合には，大子町農産品等認証取消し通知書(様式第５号)により通知し，認証を取り消すことができる。

(１)　認証品の認証に関わる信用失墜行為があった場合。

(２)　認証マークを不正に使用したとき。

(３)　認証品が，第３条に規定する認証基準を満たさないと判断された場合。

２　前項の規定により認証を取り消された認証　　品については，問題点が是正された場合であっても，取り消された日から１年が経過しなければ再申請をすることができない。

（認証事業者の責務）

第１２条　認証事業者は，この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに，次の各号の事項について留意しなければならない。

(１)　町内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより，認証　　品の認知普及に努めること。

(２)　認証品の出荷量，流通状況及び消費動向については，随時把握に努めること。

(３)　認証品の計画的な生産・製造・販売及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

２　認証品の生産・製造・販売等において，事故，又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは，認証事業者がその責任を負うものとし，大子町及び大子町農産品等ブランド推進協議会はその法的責務を負わないものとする。

また，当該認証事業者は，その事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年３月７日から施行する。

この要綱は，令和３年７月１日から施行する。

(様式第１号)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

大子町農産品等ブランド推進協議会長　殿

（申請者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

電　話　　　　　　　FAX

大子町農産品等認証申請書

大子町農産品認証制度実施要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 区　 分 | 新　規　　・　　更　新 |
| 品　名 |  |
| 販売者 |  |
| 製造場所（生産場所） |  |
| 生産量 | 目安となる単位で記入してください。 |
| 小売価格 | 税抜き価格を記入してください。 |
| アピール事項 |  |

添付書類

(１)　認証を受けようとするものの６面から撮影した写真，カタログ等

(２)　生産履歴記帳の写し、または取得している各種認証制度の証明書等の写し。

(３)　対象品目の生産又は販売について、該当する法令の規定がある場合、その許可書等の写し

(様式第２号)

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大子町農産品等ブランド推進協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長

大子町農産品等審査結果通知書

貴殿より令和　　年　　月　　日に申請のあった農産品等については、大子町農産品等認証制度実施要綱第５条第３項の規定により下記のとおり通知します。

記

　１　申請のあった農産品等を　　　　　　　認証する　　　　　　　　認証しない

　２　認証品

認証番号　　　第　　　　　号

認証日　　　　　　　年　　月　　日

有効期間　　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

以　　上

(様式第３号)

認証マーク

|  |
| --- |
|  |

(様式第４号)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

大子町農産品等ブランド推進協議会長　殿

（申請者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

電　話　　　　　　　FAX

大子町農産品等認証事項変更報告書

大子町農産品等認証制度実施要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり内容等を変更したので報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　 分 | 変更前 | 変更後 |
| 品　名 |  |  |
| 販売者 |  |  |
| 製造場所（生産場所） |  |  |
| 生産量 |  | 目安となる単位で記入してください。 |
| 小売価格 |  | 税抜き価格を記入してください。 |
| その他の変更 |  |  |

※必要に応じて添付書類等を提出すること。

(様式第５号)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

大子町農産品等ブランド推進協議

会　長

大子町農産品等認証取消し通知書

大子町農産品等認証制度実施要綱第１１条の規定に基づき，認証を取り消します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認証品名(名称) |  |
| 認証番号 | 第　　　　号 | 認証日 | 　　　年　　月　　日 |
| 有効期間 | 　年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日 |
| 取消日 | 　年　　月　　日 |
| 認証取り消しの理由 |